労働契約書（パートタイム従業員）

株式会社　　　　　　　（以下「甲」という）と、　　　　　　　（以下「乙」という）とは有期雇用のパートタイム従業員として採用するにあたり、次のとおり労働契約を締結する。

第１条　甲は、次条以下の労働条件により乙は甲にパートタイム従業員として使用されて労働することを約し、甲はこれに賃金を支払うことを約した。

第２条　雇用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

第３条　乙の就業場所は、　　　　　　とし、従事すべき業務は、　　　　　　とする。

２　前項にかかわらず、甲は、業務の必要に応じて前項の就業場所及び従事すべき業務の変更を命ずることができる。

第４条　乙の勤務日数は、1週　日とし、シフト表にて事前に定める。

第５条　第３条１項の就業場所における乙の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始　　業（　　時　　分）から

終　　業（　　時　　分）まで

休憩時間　業務時間中に　　分間とする。

ただし、1回ごとの休憩時間の長さ、休憩に入るタイミングについては、業務の都合その他の事情に応じて、事業主の判断または指示のもと、取得するものとする。

２　前項にかかわらず、業務の都合上やむをえない場合、又は乙からの申出を甲が承認した場合は、これを変更することができる。

第６条　甲は、乙に対し、業務の都合により、前項の労働時間を超えて労働させ、また第７条で定める休日に労働させることができる。

第７条　乙の休日は、次のとおりとする。

毎週　　曜日及び　　曜日

その他会社が指定した日

２　甲は、業務の都合により、あらかじめ、前項の休日を他の日と振り替えることができる。

第８条　年次有給休暇については、法定どおりとし、付与日数については所定労働日数などに応じて比例付与する。

第９条　乙の賃金は、次のとおりとする。

（1）基本給　　　　時間給　　　　円

（2）通勤手当

（3）時間外手当　　法定を超えるもの25％

（4）休日手当　　　法定休日35％

（5）深夜手当　　　25％増

２　賃金は、毎月　　日締め、　　日払とする。

３　基本給に関する昇給は、雇用契約期間中はない。ただし、契約更新の場合に、基本給（時間給）を改定することがある。

４　賞与　　なし。

５　退職金　なし。

第10条　乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める日をもって退職とする。

（1）在職中に死亡したとき　　死亡日

（2）契約期間が満了したとき　満了日

（3）やむを得ない理由により退職を申し出たとき　　　会社が退職日と認めた日

（4）正当な理由なく欠勤が連続　 日以上に及び、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき 　　日経過した日

２　乙は、自己の都合によって退職しようとするときには、退職を予定する日の1ヶ月前までに、会社にその旨を願い出なければならない。

第11条　乙が次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても解雇する。

（1）身体又は精神の障害により職務に耐えられないと認められるとき。

（2）勤務成績が著しく不良で、職務に適さないと認められるとき。

（3）業務上の指示命令に従わないとき。

（4）事業の縮小、休止又は廃止等やむを得ないとき。

（5）天災事変等やむを得ない事由により事業の継続が不可能なとき。

（6）その他、前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき。

２　甲は、前条の解雇に当たっては、30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支給して、即時にこれを行う。ただし、前項第5号については、行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

第12条　甲は、乙の能力・勤務成績・勤務態度、労働期間満了時の業務量及び甲の経営状況等を考慮した上で、本契約を更新することがある。

２　本契約が雇入れから通算５年を超えて更新された場合、乙は甲に対して、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し入れることができる。

第13条　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、本社 人事部（連絡先：　　　　　　　）とする。

以上のとおり合意し、その成立の証として本契約書２通を作成し、甲乙は各自署名捺印のうえ、それぞれ１通を保管する。

令和　　　年　　　　月　　　日

（甲）住　所

株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　㊞

（乙） 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞